



地域づくり団体の

活動支援事業

地域の活性化のために活動を行っている地域づくり団体
を支援するため、「南国市地
域づくり団体等育成事業補助
金」制度を設けました。

平成13年度分について、次
の要領で募集を行います。

■募集対象

市内に事務所を有し、市内
で地域づくり活動を行って
いる市民団体
(ボランティア団体・NP
○団体を含みます)

■支援内容

一団体5万円以内の補助金
を支給します

■募集期間

5月7日(月)～6月8日(金)

■申請方法／「南国市地域づ
くり団体等育成事業補助金
申請書」で申請してくださ
い(申請書は、企画課にあ
ります)。

※お問い合わせ・申請先は、
企画課企画調整係(☎880
16553)まで

合併処理浄化槽を

設置される方へ

合併処理浄化槽を設置され
る方に対して、予算の範囲内
で補助を行います。

■補助対象者

下水道許可区域、農業集落
排水事業区域以外の地域で
平成14年2月20日までに合
併処理浄化槽の設置工事が
確実に完了できる方

■注意／補助金交付決定前に
施工されたもの、および営
業用建物は対象外です。

※お問い合わせは、生活環境
課処理場整備係(☎8801
6557)まで

5月は赤十字社員

増強強調月間です

5月1日から社員増強運動
が展開されます。この運動は、
皆さんの人道と博愛の善意に
よって、よりよい赤十字活動
を進めるためにご協力をお願い
するものです。

■赤十字の事業概要

★災害救護事業★赤十字講習
事業など★奉仕団や青少年赤
十字事業★国際・救援事業★
県内の赤十字の施設(血液セ
ンター・病院)と連携しての血
液事業や救命救急事業など。

※お問い合わせは、福祉事務
所社会係(☎8801656
6)まで

行政相談委員

お気軽にご相談を！

行政相談委員は、国や県・
市町村またJR・NTTなど
の特殊法人の行っている仕事
について、住民の皆さんから
苦情や意見・要望をお受けし、
その解決のお手伝いをしてい
ます。

月1回社会福祉センターで、
また委員の自宅でも相談を受
け付けていますので、お気軽
にご相談ください。

行政相談委員は次の方です。

▼田中 隆夫さん(浜改田)

☎86510107

▼足利 多美さん(岡豊町江村)

☎86310602

農業者転職相談員

高知公共職業安定所では、
農業を離れ農業以外の産業に
就業を希望する方に対し、雇
用情報の相談などを行うため、
農業者転職相談員を配置して
います。

お気軽にご相談ください。

■相談員／岡田 年秋さん

(田村甲 ☎86311700)



「気がきくのう…」
森沢 良博 (日吉町)

昭和6年5月生まれの人

老人医療受給手続きを。印鑑・健康保険
証をお忘れなく。【保健課給付係】

アロハ講座

フラダンスで身も心も
リフレッシュ

南国ムー
ドいっぱい、
フラダンス
に挑戦して
みませんか。
ハワイの



簡単な歴史（カメハメハ王朝）、
レイの話、またフラダンスの
基本の動きから衣装に至るま
で、やさしく指導します。

■とき

6月6日(木)・6月13日(木)・
6月20日(木)・6月27日(木)・
7月4日(木)・7月11日(木)

時間／午前10時～12時

ところ／大篠公民館ホール

講師／ルアナ・中川さん

受講料／1千200円

募集人員／40人

申込締切／5月23日(木)必着

※お申し込み・お問い合わせ
は、往復はがきに、住所・氏
名・電話番号を記入し、社会
教育課社会教育係（〒783-0501 南国市大塚甲2301
☎880-6569）まで

平成13年度 物部川・

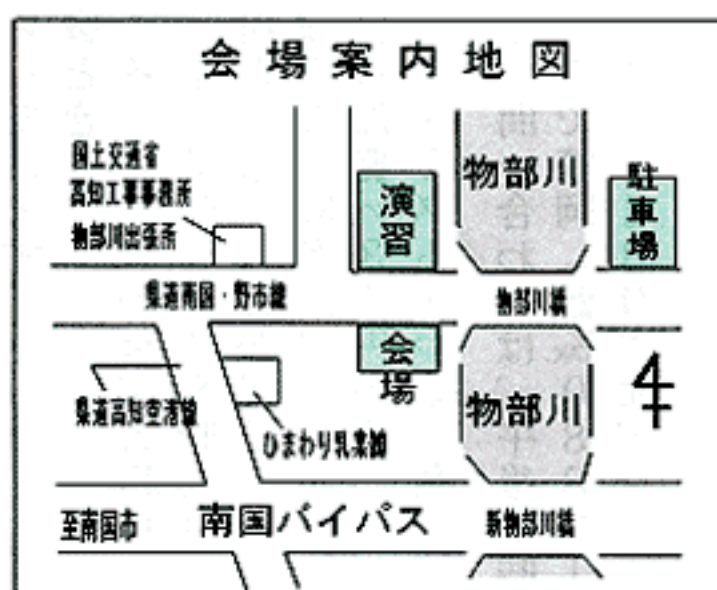
仁淀川水防演習

毎年、台風などの洪水被害
で、尊い人命と多くの資産が
失われています。今、私たち
の「命」を水害から守るため
にできることはなんでしょう？
皆さんも水防演習に参加し
て、一緒に考えてみませんか。

■とき／5月13日(日)
午前9時～12時

■ところ

物部川右岸（物部川橋下流）
内容／水防演習、防災体験、
防災展示コーナーなど



※お問い合わせは、高知工事
事務所調査課（☎832-10779）まで

人権と輝く未来へ⑭

人権・同和教育シリーズ

子どもの権利侵害

子ども虐待による痛ましい事件が後をたちません。報道を
見るたびに、またか、という暗い気持ちになります。

平成12年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立
し、11月より施行されました。

この法律では、子ども虐待について、次の
4つを規定しています。

1. 子どもに暴行を加えること。
2. 子どもにわいせつな行為をすること。
3. 子どもに食事を与えず、世話をしな
いこと。
4. 子どもの心を著しく傷つけること。



子どもへの虐待は、事例によ
っては緊急な対応が必要な場合
が少なくありません。子どもの
安全第一を考え、親から離れた
り、一時的に預かったりするこ
とが必要な場合があります。

しかし、子どもを保護したか
らこれで終わりというわけでは
決してありません。その子ども
にとって本当の幸せとは何かを
考えた場合は、やはり親ととも
に生活できる明るい家庭を取り
戻すことが大切です。そのため
には、親に対して助言や援助が

必要になってきます。というの
は、保護者も虐待の被害者であ
ったり、孤立し困難に直面した
社会的弱者であったりすること
が多いからです。

一方、虐待を受けて親から離
された子どもは、体の傷は治つ
ても心の傷はなかなか治りにく
いものです。この虐待による心
の傷は、やはり専門的なチーム
によるサポートが必要です。

子どもの虐待は、一刻も早く
なくさなければなりません。